

者の自發的入會を見るに至りしものにして何人の使徒煽動にも依るものに非ず等の辨疎をなせり。而して尙十八箇條の要求事項は工作課の提案に係る従業者最低限度の生活改善にして何人の入智慧にもあらず、又多數會員の事務所前に來集せるは各自の自由行動にして實行委員の始めより命じ置きたるものに非ざること。又十八箇條の要求折衝の任に當り、鑛山側をして即議せしめたるは訴外網島正興なること、回答を留保せられ三箇條には必ずや相當有力なる調停者の出現を所期し居り、斷然拒絶せらるゝが如き事あるを思はず。従つて萬一拒絶せられし場合の對策として同盟罷業の斷行等の打合せをなす謂れなきこと、暴行等は當時鑛主等の横暴に憤るもの多數ありて事件の際町内を横行せるものに漁夫あり、彌次ありし事を思へば必ずしも彼等のみの所爲にあらざること方を説せり。左れば彼等が亂暴狼藉をなせる事なく、炊出しの如き關係者の供述、被告中特に鑛山側に買収せられたる者の供述、一旦被告として檢舉せられたる不起訴處分を受けたるもの、供述、警察の聽取書等概して不利益なるものと、久米警察部長、中川憲兵曹長等の供述、醫師鑑定書其他三件等は概して利益なるが、他は利益不利益の中間的證據なるが、布施氏は不利益證據の作成収集は當初虚偽なる報告に誤まれたる檢舉、豫審判事の先入主に因る誘導的訊問、強制的推理、買収せられたる被告等の自白等にして、必ずしも全町民の同情に依るものなりとあり。

辯護人等新證據を申請す

茲に於て布施氏等は釜石鑛山側の従業者に對する本件突發當時の待遇如何、及び十一月九日所謂十八箇條の改善事項を要求したる折衝者は實行委員たりし荒木田忠太郎外數名の被告等なりしや又は、主として其の任に當りしものは同盟會顧問網島正興なりしや、又、被告等は採否の回答を三十日迄留保せられたる三要求の當然拒絶せらるべきものと察知し居りたるや又は居中調停者の出現に依りて圓滿なる解決を得べしと豫期し居りたるや、採否の回答を留保せられたる三要求に付き鑛山側より回答すべき旨を以つて、従業者側へ會見を申越し來りたる三十日の會見當時に於ける鑛山側と従業者との態度用意如何、更に十一月三十日及十二月一日に於ける鑛山側との交渉に際し主として其の衝に當りたるものは同盟會顧問福田秀一なりしや又は被告荒木田忠太郎外數名の被告等のみなりしやを以つて、重要な此の事件の争點となし、被告等各個の公訴事實中被告等の辨疎は如何なる程度まで眞實なりやは、檢事及豫審に於て蒐集作成せられたる不利益證據の如何なる程度まで之を信用すべきかを決する證據見解上最も重大なる争點なりとせり。

然るに此の争點を決定すべき公判前の證據資料は辯護士布施氏等の見る所に依れば、警察官憲の捜査報告書、鑛山側關係者の證言は信じ難きものなりとし、飽くまで徹底的審理を求め、利益不利